

物価高騰に伴う低所得世帯 子育て応援給付金のご案内

支給金額

受付終了しました。

18歳以下の子1人あたり 2万円

支給対象となる世帯

支給対象となる世帯

世帯全員が令和6年度「**住民税均等割非課税**」の世帯

申請不要です

物価高騰に伴う低所得世帯応援給付金（3万円/1世帯）を
受給した世帯で18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）
の子を養育する世帯

上記の給付金を支給した口座へ給付金を振り込みます。

※ただし、本給付金の支給を辞退する方または振込先の変更を
希望する方は申出が必要です。



お問い合わせ

明日香村役場 住民課 給付金担当

☎0744-54-2282（直通）